

山梨県富士山寄附金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等のためにい
ただく富士山寄附金（以下「寄附金」という。）について、必要な事項を定
める。

(対象者)

第2条 対象者は、富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等のために必要
な経費への寄附を希望する者とする。

(実施方法)

第3条 次のいずれかの方法により、寄附金の申出を受け付ける。

- (1) 寄附の申出書（様式1号）の県への送付
- (2) 県が管理する施設やイベント等での受付係員への申出

2 次のいずれかの方法により、寄附金を受納する。

- (1) 前項第1号により申出があった場合は、県発行の納付書による金融機関
への振込みにより受納する。
- (2) 前項第2号により申出があった場合は、現金、クレジットカード決済、
バーコード決済又は電子マネー決済により受納する。

(金額)

第4条 寄附金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号については、任意とする。
- (2) 前条第1項第2号については、1人当たり1,000円を基本とする。
ただし、1,000円を超える金額も受納することができる。

(寄附金の使途)

第5条 寄附金は、富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、富士山の登山
者の安全対策その他の富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する
事業に要する経費に充当する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、寄附金の実施について必要な事項につ
いては、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。